

イギリスの被害者支援

提供・翻訳：

NPO 法人大阪被害者支援アドボカシーセンター 大岡由佳氏

出展：英国内務省資料（2005年12月）

<http://www.cjsonline.gov.uk/downloads/application/pdf/Rebuilding%20Lives%20-%20supporting%20victims%20of%20crime.pdf>

第1章

達成と挑戦

政府はできる限り十分な犯罪被害者の援助を行えるよう専心する。我々は、実質的かつ現実的で、被害者のニーズに合った現地で行われる支援を提供できればと思っている。この文書は、我々の提案について説明している。

我々は、現在被害者が受けている援助で、主要と考えられる点において改善を図ってきた。犯罪被害者となってしまうことは、過去20年で最低になった¹。英国犯罪調査(British Crime Survey:BCS)は、犯罪が1997年以来35%下降したことを示している²。よって、刑事裁判制度(Criminal Crime Survey:CJS)の中で働く人々は、今や被害者と目撃者が果たす役割についてや、被害者らのニーズに合うよう制度を整えていくことに、より焦点をあてて取り組むようになっている。それらの改善を進めてきたCJSでは、CJSの職員がこれまで達成してきたことに誇りをもっている。

CJSでは被害者の処遇の大幅な改善が行われてきた。ここで我々は、被害者のための支援をより厳密に考察したい。仮に我々が、この各年に支出される最大230百万ポンド³をも被害者支援に利用するとなれば、なおさら厳密に考察する必要があるだろう。

実際、被害者は、犯罪の結果として身体的被害、金銭的喪失、そして情緒的苦悩を被る。我々は、多くの被害者が彼らの被害経験から回復し、できる限り通常の生活へ復帰するのを援助するための支援を必要としているのを知っている。しかし、BCSによると、実質的情緒的援助を欲しがる多くの被害者がそれを受けられなかつたのである⁴。加えて、給付対象区域が地域によっては広範囲にわたっているところもあることから、サービスと支援の地域格差に直面することにもなった。2005年7月7日の悲劇的事件(ロンドン同時爆破事件)では、最も深刻に影響を受けた被害者に対して、刑事犯罪被害者補償計画(CICS)が能率よく実施されているかどうかについての関心を高めることになったのである。

それゆえ本書は、我々ができる限り実質的な支援への投資を行えるかどうか、また、被害者が希望している支援を我々が提供できるかどうかについて述べている。本書は、特に以下に焦点を合わせている。

- ◆ 金銭的支援
- ◆ 情緒的及び実質的支援
- ◆ 支援サービスの効率的な提供

以下では、我々政府が既に達成してきた支援内容を本書でどのように確立し、また、犯罪被害者への質の高いサービスを行いたいという我々の未来図をいかに指し示すかに焦点をあてて詳細に説明していく。

我々の目標

被害者に対する我々の責務は、より効果的な支援を行うことと、被害者の生活再建を援助することに基づいている。ここで我々は三つの主要な目標をあげる。

被害者への情報提供

被害者は、彼らの裁判の展開について規定通りに知らされる刑事裁判制度を望んでいる。情報提供を受けるには、被害者や目撃者の唯一の接点となる証人ケア・ユニットからの紹介が基本となる。被害者は、いつ告訴が行われ、取りやめられ、あるいは変更されるのかについて知らされるべきであり、裁判の日付について知らされ、刑事被告人がいつ釈放されるかについて知らされるべきである。

被害者に意見を表明させること

刑事裁判制度は、有罪が立証されるまで被告人は無実であるという原則に基づいている。しかし、そのことが被告人にのみ焦点をあてるべきであるということを意味していない。被害者と彼らの家族は、被告人に関する犯罪によって被った影響を表明できなければならない。被害者の意見表明は、CJS と政府において、聴聞されるべきものである。

被害者に適切なサービス利用の権利を与えること

犯罪は、被害者を悲しませ、精神的衝撃を与え、身体的に傷つけ、金銭的困難な状態にさせる。被害者は、これらの影響から回復する支援を必要としている。その支援とは、彼らのニーズに適合した直接的で実際的なその地域を基盤に行われる支援をしている。

2004年10月、我々はこれらの目標を達成するための支援枠組みを説明する「被害者及び証人達成プラン(Victims and Witness Delivery Plan)」を刊行した。「プラン」においては、7つの全国優先事項に焦点を合わせた。

- ✧ 被害者と証人は、彼らの裁判とCJSについての情報を受け取る。
- ✧ 被害者と証人は、CJSにおける質の高いサービスを受け取る。
- ✧ 被害者と証人は、実質的援助と支援を提供される。
- ✧ 被害者と証人の見解がCJSにおいて求められ、活用される。
- ✧ 弱くて怯えている証人のニーズにも適合するようとする。
- ✧ 出廷経験状況が改善される。
- ✧ 家庭内暴力に遭う被害者のニーズや再犯に対して取り組む。

以下のセクションは、いかにして我々の基軸目標が達成されるかについて順序だてて説明している。

我々の達成

ここ数年で、我々はCJSの遠大な改革に着手してきた。CJSにおける投資額を増加させることと、被害者の（刑事手続き）体験の改善を優先的に取り上げようとすることがそれにあたる。

このセクションでは、我々が実施してきた問題を解決する手掛けりの事項について概略している。

1. 情報

被害者は今や、CJSを通して（法的手続きを）についての必要な情報を受け取ることが出来る。

✧ 犯罪被害者のための実践コード

2004年の家庭内暴力・犯罪及び被害者法(Domestic Violence Crime and Victims Act2004)は、犯罪被害者のための実践コードへつながった。これは、2005年10月に出版され、2006年4月から被害者に適用されている。CJSからの被害者にとって正しいであろう情報を詳細に説明することから始めよう。

実践コードによる被害者の権利

犯罪被害者の実践コードは、彼らがイングランド及びウェールズのどこに居住しようとも最低基準を満たすサービスが被害者に提供できるよう刑事裁判機関にその義務を課している。傷つきやすく怯える被害者については、証人ケア・ユニットを通してより質の高いサービスを受けることになる。

被害者が受ける情報は以下のものを含んでいる。

- ◆ 彼らの裁判の進捗についての警察から受け取る月ごとの最新情報
- ◆ 彼らの裁判と関連して誰かが逮捕された場合の最新情報
- ◆ 保釈状況についての情報
- ◆ 彼らの裁判に関連して誰かが告発された場合の最新情報
- ◆ 開廷日についての情報
- ◆ 加害者が受ける判決についての情報、そしてその判決が意味する内容
- ◆ 控訴とそれらの結果についての情報

被害者も(加害者の支援体制と同様に)地方の支援サービスについての情報を受け取り、犯罪者支援団体へ支援委託がなされる資格があるだろう。もし被害者が、実践コードで説明されている一定レベルのサービスを受け取ることが出来ないのであれば、彼らは議会オンブズマン(Parliamentary Ombudsman)に不満を述べることができる。議会オンブズマンは、陳謝し、同じ過ちを起こさないよう保証する手続きの変更を行い、また、被害者に対する支払いの勧告もする。

◆ 効果的な公判の管理

効果的な公判管理とは、統合化された刑事裁判管理プログラム(Criminal Case Management Programme)の一部と捉えられる。それは、今までより優れていると考えられる告発と、“証人なければ裁判なしプロジェクト(No Witness No Justice : NWNJ)”を含んだものである。この公判管理のプログラムは、裁判に関わる万人が証人に対しての責任を引き受けるための方法として変更された。公判は、公判が計画通り進まないことを減らすために、開廷日が示される前に公判前整理手続きが照合されるようになった。

◆ 優れた告発

控訴局(Crown Prosecution Services:CPS)は、どの告訴が有罪判決となるかを決定するためのもっとも相応しい場所と据えられている。今や、ほとんどの裁判において、何を告訴するかを決定するのは CPS となったのである。CPS の関与によって、被害者は最初に公判の進展について道理の通った予想を立てることができる。それは被害者にとって、告訴が行き詰まってしまうことや、裁判の審議が急に終結してがっかりするような結果となるのを避けるのに役立つ。

◆ 証人なれば裁判なし

NWNJ の主要な特色は、被害者及び犯罪訴追手続きの証人のための唯一の接点として存在する共同 CPS/警察証人ケア・ユニットの創設である。これらのユニットにおける証人ケア担当官は、証人のための詳細なニーズ・アセスメントを実施する責任があり、支援を提供することができる組織の担当問い合わせ先の名簿を保持し、被害者と犯罪訴追手続きの証人に裁判の進捗を知らせ続けることになる。

◆ 家族連絡担当官

家族担当連絡官は、殺人事件被害者の家族を支援するために訓練された警察官である。特に、被害者の社会的な信任と信頼を保証したり、調書作り時や支援機関でサポートや情報提供をしたり、調査に寄与する情報を集めたりする。

◆ 受刑者釈放日を被害者に知らせること

被害者は、12 か月あるいはそれ以上の拘留の判決を受けている性犯罪あるいは暴力犯罪による加害者がいつ釈放されかについて知らされる権利がある。また、被害者は保護観察の要件について自らの考えを表明する権利がある。

◆ 検察官の誓約

2005 年 10 月、法務総裁は、被害者が検察官から受けることができると考えられるサービスの水準を記述した 10 項目の誓約を公表した。例えば、検察官は、告訴が決定したとき、被害者や彼らの家族への影響を説明するだろう。控訴局 (CPS) は、誓約を履行する最初の検察機関となるので、CPS に属さない他の検察官は、そのようなサービスを履行する上での彼ら独自のプランを開発しつつある。

◆ 警察のサービス責任の質

2006年11月以来、警察のサービス誓約では、市民が警察と接触するときはいつでも、市民が予期する全国的に保証されたサービス水準で支援を受けることが出来るように試みている。それは、被害者と証人に対する警察サービスの質を改善する多くの改善策の一つにあたる。

◆ 証人の特権

政府は、2005年11月28日証人憲章(Witness Charter)に関する公的諮問を開始した。これは、すべての証人のためのケアの新しい基準にしようと打ち出したものである。証人憲章においては、裁判過程における重要な段階で調査や法廷審理の進捗状況についての情報を証人が知ることを含め、刑事裁判過程で予期できうるサービスを提供しようと試みるものである。たとえば、個別ニーズのアセスメントに則した支援や、裁判所や地域社会で裁判に関連して脅迫されることに対抗して行う取り組み、また、裁判所における情緒的及び実際的な支援をさしている。

2. 意見

我々は、政府と刑事裁判過程において被害者の意見が聴取されることを保証する制度を整備しつつある。

◆ 被害者の助言団

助言団は、被害者問題の争点を審議するために犯罪被害者や被害者団体組織、大臣及び政策立案者を集めて、被害者の意見が政府の中心部に聴取されるようとする。我々は現在、代表的な犯罪類型の範囲を拡大するために助言団に新しいメンバーを補充しつつあり、2006年3月までには新しいメンバーを適切に配置したいと考えている。

◆ 被害者のための長官

被害者は、彼らの利益を擁護する名目上の長を必要としている。我々は、2006年の春までに被害者及び証人のための長官を補充する予定である。長官は、公的行事を通して被害者の利益を促進し、被害者の助言団や政府の様々な戦略的委員会に出席することによって国策に影響を及ぼすのである。長官は、たとえば実践コードの将来的な変更について助言するなど、犯罪被害者のための実践コードを再検討する。長官の役割に関しての詳細は、第3章で述べる。

◆ 被害者の個人陳述(VPS)

我々は 2001 年に、犯罪がどのように身体的・情緒的、そして金銭的に被害者に影響を及ぼすものであるかについて被害者自身が説明する制度；VPS 制度を導入した。この被害者の陳述は、裁判書類の一部を構成することになる。そして、裁判が進むにつれて、警察官からまさに裁判官にいたるまで、公判を決定するすべての人々がそれを見ることができる。現在我々は、個人陳述することが被害者のニーズにより合致し、被害者がより利用したいと思える制度になるよう、個人陳述が意味をもつ方法を模索している。

◆ 被害者の代弁

VPS に加えて、政府は殺人や大量殺人の親族が刑事裁判過程において意見を述べることを保証するためにより多くのことが実施されるべきであると考えている。2005 年 9 月、我々は被害者の代弁のための試案を公表した。それらは、二つの役割を担っている。ひとつは、法廷における判決段階で犯罪の影響に関して親族が口頭陳述することを援助することで、もうひとつは、親族がその刑事裁判過程でよりよく代弁を成し遂げるのを可能とするために助言とサポートを提供することである。

◆ 裁判の前に被害者と証人に検察官が話しかけるのを認めること

2005 年 11 月、(オーストラリア、カナダ、及び北アイルランドにおける告訴のやり方を利用して)我々は公判前に被害者と証人に検察官が話しかけるのを認める試験的試みを行うことを公表した。そこでは、告訴するか、あるいは犯罪の告訴を続けるかどうかについて、より優れた情報に基づく決定を検察官が下すことが可能になる。

我々はまた、被害者を援助する法律において、意義ある改正を行ってきた。

◆ 二重の危険性

我々は、殺人やレイプのようある深刻な犯罪が無罪とされてしまった時に、新たな証拠があればそれらを明るみにして再審を行える法律に改正した。

◆ 悪い特徴

我々は、裁判にとって適切であり、裁判の公平性に偏見を抱かせない場合に、被告人の悪い特徴についての証言を陪審員に聞かせることが出来るように法律を改正した。以前は、そのような証言は限られた状況において採用されるのみであった。

◆ 不当なぞんざいな判決と無罪宣告に対しての再審査の請求

深刻な犯罪の裁判において、もし被害者が裁判所(Crown Court)によって言い渡された判決が不当でぞんざいな結果であると感じるならば、控訴裁判所(Court of Appeal)に判決の変更を考慮することを求めるこことのできる法務総裁にその一件を委ねることができる。この権利は、レイプや殺人のような裁判に適用される。我々は、人種的及び宗教的に加思事由のある犯罪の裁判に対しての権利を拡大してきたといえる。

我々は、陪審員が証拠を検討することを求められる前に裁判を中断するべく、検察官に裁判官の判決に挑めることを可能にする犯罪訴追手続き(prosecution)という検事の新しい権利を導入した。

【訳注】

Prosecution・・・「犯罪訴追(手続き)」刑事事件において、容疑者(被告人)を裁判所に出頭させて、起訴状に書いてある容疑について有罪か無罪かを決定する手続き。(飛田茂雄編(2002)『英米法律情報辞典』、研究者)

◆ 殺人犯につながる誘因

量刑基準カウンシル(Sentencing Guidelines Council)は、2005年11月に新しいガイドラインを発行した。それは、ひとたび陪審員が殺人で告発された人が立腹して自己統制が失われたと決定すれば、判決が言い渡された時に判決が何を考慮しなければならないかを説明しようとしたものである。この中では、虐待や家庭内暴力の加害者の経験を説明する誘因(provocation)の程度と加害者の有責性(culpability)を評価するという重要な点を強調している。特に、加害者側が長期間にわたって家庭内暴力に苦しんだ場合、それは、誘因が累積的であるとの認識になる。

3. 支援

我々は現在、犯罪被害者支援に年間数百万ポンドを支出している。

◆ 犯罪被害者補償計画

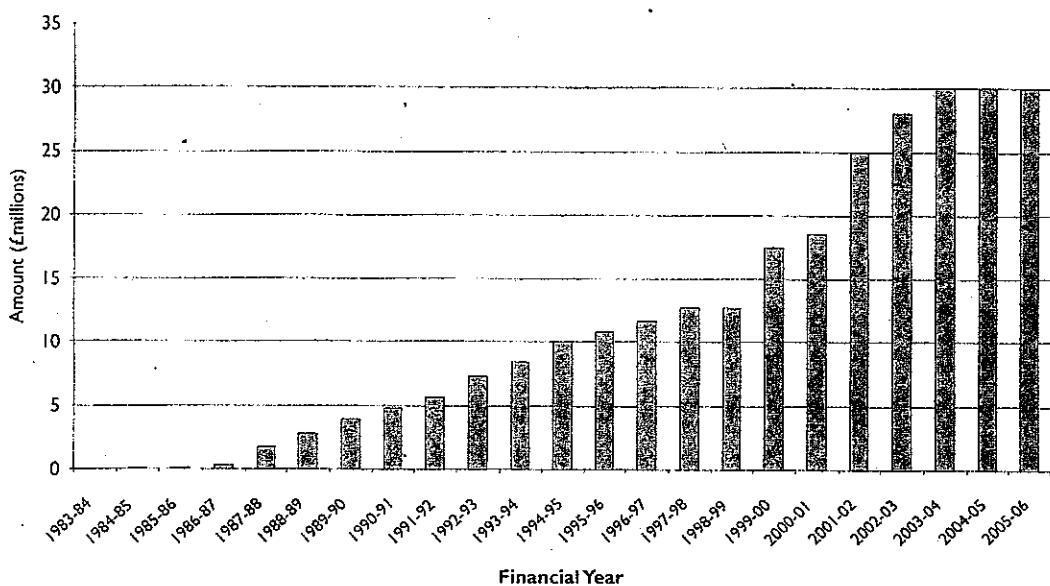
毎年、暴力犯罪の35,000-40,000人の被害者の補償として、約170万ポンドを授与している。これは、合計するとヨーロッパ連合(EU)の他のすべての補償施策額よりも多いものである。

◆ 被害者支援

被害者支援団体は、地方慈善団体を通して被害者と彼らの家族を支援する独立慈善団体である。組織はまた、出廷する人々を支援する証人サービスを運営している。

1997 年以来、我々の組織の基金はそのコミュニティ活動と証人サービスを支援するために 11.7 百万ポンドから 30 百万ポンドへと約 3 倍に増加した。2004 から 2005 年にかけて 160 万人を上回る人々が被害者支援団体と証人サービスに紹介された。

1983-84 年から 2005-06 年の被害者支援機構に支出された内務省基金



◆ 被害者基金

2004 年 4 月、性犯罪の被害者のためのサービスを発展させるために、犯罪収益金から 4 百万ポンドが 2 年間にわたって被害者基金へ投下されると公表した。

4 百万ポンドの一部は、強制猥褻送致センター(SARCs)の数と補償範囲を増やすために使用してきた。また新たな基金の大部分は、地方コミュニティの枠内で良質のサービスを強化し、発展させるために使用してきた。更に、新たな基金の 125 万ポンドは、性犯罪被害者のための支援制度を発展させていくために 2006-07 年に利用可能とされるであろう。計画は、現在申請を受け付けている。基金から支援される他のサービスの詳細は、4 章で説明する。

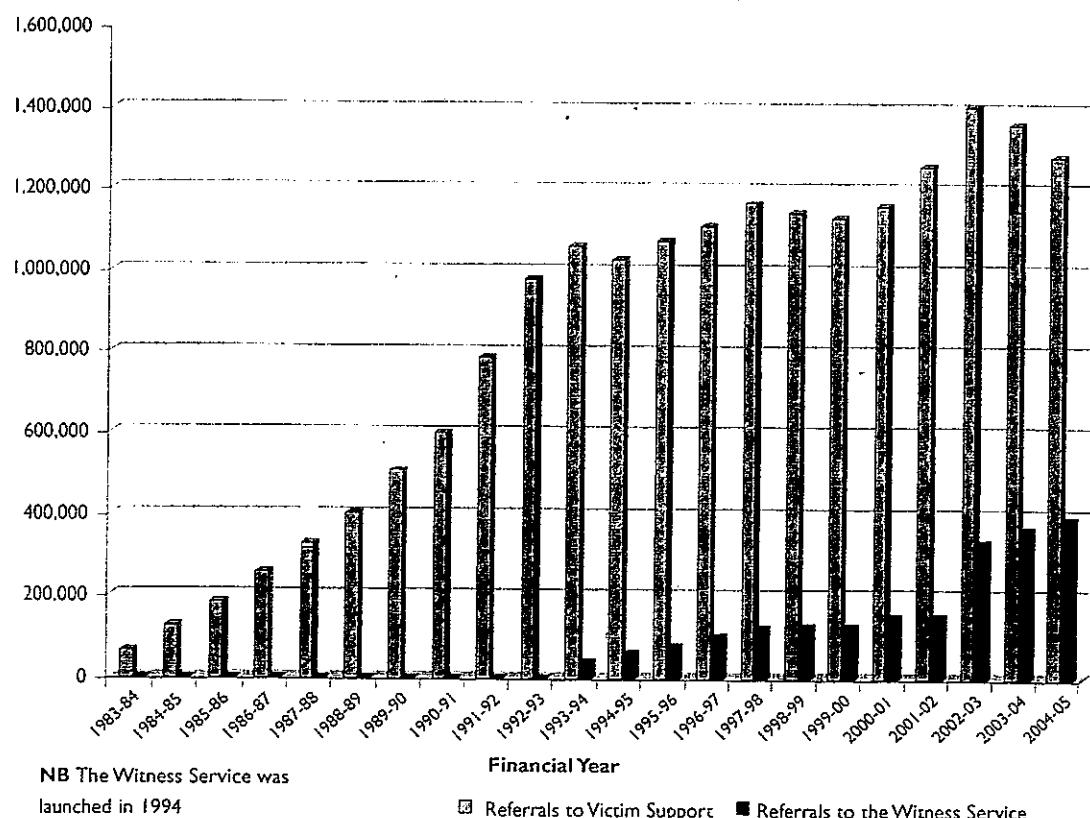
◆ 家庭内暴力

昨年、我々は家庭内暴力の被害者支援に約 70 百万ポンドを支出した。この支出の大部分は、被害者のための避難所と住宅設備に充てられた。また、家庭内暴力と闘う他の活動分野にも資金を投下した。自発的組織、すなわち全国家庭内暴力ヘルpline や、制度(裁判所、住宅供給、保健等)を通じて交渉を進める被害者を支援する民間アドバイザー、そして専門家の委員会に対してのものである。

◆ 証人ケア・ユニット

証人なければ裁判なし(NWNJ)計画の一部として、我々は証人により顧客に焦点を合わせたサービスを提供する証人ケア・ユニットを初公開している。ユニットは、支援要件を確認し、証人が出廷し、可能な限り最善の証拠を示すのを援助するサービスに合わせるために完全なニード評価を引き受けている。2005 年 12 月の終わりまでに 165 のユニットが設立され、2005 年 3 月以来、少なくとも各刑事裁判地区に一つが設置されたことになる。

1983-84 年から 2004-05 年の被害者支援機構への委託された件数と証人サービスによって支援された件数



証人ケア・ユニットによって扱われた裁判において、証人の出席率は、各ユニットが開設された以前の3ヵ月において78%の平均から2005年の9月末までに84%の平均に増加した。証人が出廷しなかったことから、計画されたように進まなかつた裁判の数は、2004年9月の908の平均から2005年9月の末までに727へと下降した。

◆ 脆弱な或いは脅迫された証人の支援

特別措置が、弱い或いは脅迫された証人が彼らの最善の証拠を示すためイングランドとウェールズにおける刑事裁判所に導入された。これらの証人は、遮蔽して、あるいはテレビ・リンクを経由して彼らの証言証拠を提出できるものである。そしてまた、法廷は、性犯罪の裁判や脅迫を伴う裁判において(傍聴人を)排除することができる。コミュニケーションに対する援助を、すべての法廷で弱い立場の証人は利用できるのである。ビデオに記録された主要な証拠は、刑事裁判所において、17歳以下のすべての人々を含む弱い証人と、治安判事裁判所(Magistrates' Courts)における特別保護の必要がある児童が利用できるとされている。弱い証人が質問を理解し、裁判所がかれらの答えを理解するのを援助する仲介者は、全国で開始されるのに先駆けて6つの開拓地区で利用できる。弱い証人や脅迫された証人をいかに特定し、またいかにインタビューを行うかについての警察のためのガイダンスもある。

いくつか地区では、NSPC(子供の虐待を防ぐ全国協会)と地区児童保護委員会(Area Child Protection Committees)のような証人サービスと他の組織は、家庭訪問と子どもの反対尋間に備える援助をすることを含めて、児童の被害者と証人のための包括的予審支援と準備サービスを提供する。専門家の児童証人支援の検討は、未来の活用に関する決定を知らせるべく準備中である。

【訳注】

(ア) Magistrate・・・1327年に conservators of the peace(治安維持官)として初めて任命された裁判官が、現在では magistrate あるいは justice of the peace(JP: 治安判事)と呼ばれている。1992年からは the Lord Chancellor(大法官)によって任命され、ふつう2週間に1日くらい出かけるパートタイムの裁判官で、法律の専門教育をうけていない。(飛田茂雄編、前掲書)

(イ) NSPCC=the National Society for the Prevention of Cruelty 「子供の虐待を防ぐ全国協会」1884年に創設された英国の奉仕組織で、5万人のボランティアが24時間休みなく電話相談に応じ、ソーシャルワーカーと協力して適切な対策を講じる。
(飛田茂雄編(2002)、『英米法律情報辞典』、研究社)

◆ 証人保護

我々は、被害者と証人を保護し、脅迫問題に取り組むことに責任がある。我々は、2005年の深刻な組織犯罪と警察法(Serious Organized Crime and Policing Act 2005)の中で法的基盤に基づく証人保護を置いた。そして我々は証人保護を管理する明確な一連の規則と手続きによってこれを補足する。加えて、2003年に開始された全国証人移動サービス(National Witness Mobility Service)によって、証人が保護を必要とするところで、220の裁判が終結した。

挑戦

我々は、1997年以来被害者のための大事業を達成してきた。しかしながら、我々の達成のほとんどは、刑事裁判過程に焦点を合わせてきたものであった。特に、情報を提供し、被害者に発言を与える領域を巡ってである。我々が被害者支援を改善するための措置をとった場合、これは、被害者が法廷において証人となるとき、重大な局面から離れる傾向があった。(補足※すなわち、財政的な面へのサポートが不十分となりやすい。)

我々すべてにとって明確な挑戦である。我々は、制度を通じてそれらの裁判がどの程度進捗しているかにかかわらず、すべての被害者に利用できる適切で実効ある支援を保証する必要がある。これは特に、告訴されても裁判とならない、刑事裁判制度(CJS)の経験のみが警察との彼らの最初のコンタクトである犯罪被害者にとって重要である。(補足※そのような被害者は法廷での支援を受けるには至らないからである。) 我々は、現在被害者が直面し、経済的支援が被害者のニーズを満たす地方の格差に取り組むために全国にわたって利用できるサービスのなかに際立った一貫性が存在することを保証する必要がある。我々はまた、反社会的行動のような再犯罪に対してサービスをより反応させ、犯罪を憎む必要がある。

以下の章において我々は:

- ◆ 刑事犯罪被害者補償計画(CICS)を通して犯罪被害者に利用できる経済的支援と、そしていかにして計画が改善できるかを検討する。
- ◆ 犯罪被害者の情緒的・現実的支援ニーズを考察し、そして
- ◆ 被害者のニーズに対して直接的で、現実的で、適応し、地元で達成されるサービスを提供することによって被害者ニーズを満たす一連のモデルを順序だてて説明する。

